

藤崎社労士事務所便り

連絡先：〒892-0852

鹿児島市下竜尾町 13-13 フジサキビル 2F
株式会社ダイシン/藤崎社会保険労務士事務所
/藤崎行政書士事務所

電話：099-811-5895

FAX：099-811-5666

e-mail：daishin-fujisaki0901@btvm.ne.jp



令和5年度における労働保険の年度更新の注意点～例年の算定方法と異なります

◆労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（保険年度）を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算することになっているため、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。

これが年度更新の手続きで、毎年6月1日～7月10日に行わなければなりません。

◆令和5年度の注意点

令和4年度の雇用保険率が年度の途中で変更になったため令和4年度確定保険料の算定において一元適用事業および二元適用事業（雇用保険）の場合は、保険料算定基礎額と保険料額を労災保険分と雇用保険分ごとに、前期（令和4年4月1日～同年9月30日）と後期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）に分けて算出する必要があります。

これに伴い、令和5年度の年度更新について、年度更新申告書と確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表の様式が変更されているので、注意が必要です。

なお、二元適用事業（労災保険）の場合は、令和4年度の確定保険料の算定方法は例年と変更ありません。

また、一般拠出金および特別加入保険料の算定方法についても例年と変更ありません。

◆令和5年度からの雇用保険料率

雇用保険の料率は、雇用保険の財政状況（保険料収入と失業給付等）により毎年見直しが行われます。

令和5年度は例年どおり4月から引上げられることになりました。（一般の事業では1000分の15.5）

雇用保険料はその月に支払う給与の総額に雇用保険料率を乗じて算出しますので、4月に保険料率が改定されたからといって4月に支払う給与から料率を変更するのではなく、改定月に到来する給与締日を基準に判断するようにしましょう。



労働保険

労災
保険

雇用
保険